

公表依頼者各位

一般財団法人安全保障貿易情報センター

## 公表制度通信（第43号）

平素より、弊センターの自主判定結果公表規約による公表リストをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、自主判定結果公表規約第12条第1項第二号では、「製造中止など公表後相当の期間が経過し、公表の効果がなくなった場合」、弊センターは一括抹消の手続を受け付けるとなっております。

自主判定結果公表規約にあるとおり、公表後20年、30年と経った、公表の効果がなくなった型番を掲載し続けることは、公表リストの信頼に関わると弊センターでは考えます。

特に公表から20年以上経過した型番があり、ここ数年、全く公表されていない公表依頼者様におかれましては、この機会に全型番の一括抹消（公表の取り下げ）をご検討いただければ幸いです。

**全型番の一括抹消（公表の取り下げ）**につきましては、**賛助会員・非賛助会員共に無料**で承っております。

全型番の一括抹消（公表の取り下げ）を希望される公表依頼者様は、**2020年2月20日（木）まで**に弊センターまで、添付の書類（※1）を下記までご郵送下さい。

※1 <https://www.cistec.or.jp/kohyo/yoshiki.doc> にある（様式4）にご記入下さい。

なお、お手数ですが、**2020年2月20日（木）まで**に、本「公表制度通信」の受取確認及び一括抹消の有無をメールでご連絡下さい。特に弊センターの非賛助会員の公表依頼者は、必ず確認のメールをお願い致します。期日までにご連絡いただけない場合、自主判定結果公表規約に基づき、今後の公表をお断りする場合がございます。

なお、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-21 新虎ノ門実業会館4階  
担当部門：CISTEC 情報サービス・研修部  
岸

電話番号03-3593-1147